

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年九月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ウエストランド  
所在地 津山市二宮字上野七七番一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社三和  
住所 津山市川崎一四七番地  
代表者の氏名 代表取締役 日笠 晴夫
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
  - (1) 名称 株式会社マルイ  
住所 津山市戸島八九三番地一五  
代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也
  - (2) 名称 株式会社ザグザグ  
住所 岡山市中区清水三六九番地二  
代表者の氏名 代表取締役 森 信
  - (3) 名称 株式会社イトウゴフク  
住所 岡山市南区千鳥町五番一号  
代表者の氏名 代表取締役 伊藤 龍夫
  - (4) 名称 高谷株式会社  
住所 岡山市北区問屋町二一番地一〇一  
代表者の氏名 代表取締役 近常 晃州
- 4 大規模小売店舗の新設を  
令和三年五月十日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
四千九百八十二平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 二百二十八台
  - (2) 駐輪場の収容台数 五十七台
  - (3) 荷さばき施設の面積 二百十二平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 三十・七立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
午前九時
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
午後十時
  - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後十時三十分まで
  - (4) 駐車場の自動車の出入口の数 五箇所
  - (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

令和二年九月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年九月十八日から令和三年一月十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業文化部商業・交通政策課